

令和7年用 国土緑化運動標語

希望の芽 緑と一緒に 創る未来

令和7年用 育樹運動標語

君の手で 育てて広げる 豊かな緑

緑の募金

にご協力ください

春期 4月1日～ 5月31日

秋期 9月1日～ 10月31日



緑豊かな
県土
のために

地球
温暖化防止
のために

地域や
学校緑化
のために

みどりの
少年団や
森林ボランティア
育成のために

緑の募金は善意の寄付金であり、緑の募金法により実施されています。
募金の使途は「緑の募金運営協議会」で審議して決定されています。



公益社団法人 **宮城県緑化推進委員会**

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎 10階 TEL 022-301-7501 FAX 022-301-7502



令和6年 緑の募金運動報告

ご協力ありがとうございました

皆様から寄せられた令和6年の募金額及び使途についてご報告いたします。

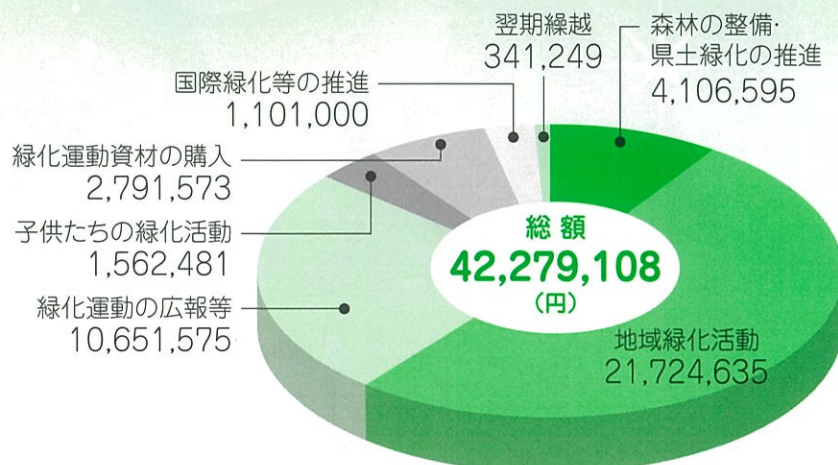


どんぐりくん

募金の実績 (円)

家庭募金	33,130,471
学校募金	2,335,720
職場募金	3,550,187
街頭募金	517,958
企業募金	2,551,401
その他募金	193,371
総 額	42,279,108

募金の使途



※ 翌期繰越額は、次年度以降の緑の募金事業に活用されます。



ご協力、ご支援をいただき誠にありがとうございました。

「緑の募金」は税法上の優遇措置が受けられます

公益社団法人宮城県緑化推進委員会は所得税法及び法人税法に定める「特定公益増進法人」に該当。当会への募金は寄附金優遇措置の対象となります。

(国税庁ホームページ→刊行物等→「パンフレット・手引」→広報関係→パンフレット「暮らしの税情報」→「寄附金を支出したとき」参照)

●個人が支出する寄附金

- 所得控除：寄附金額 (注1) - 2000円
- 税額控除：(寄附金額 (注1) - 2000円) × 40% (注2)

(注1)：所得金額の40%を限度

(注2)：所得税額の25%を限度

※「所得控除」と「税額控除」のいずれかを選択する。

●法人が支出する寄附金

会社などの法人が「特定公益増進法人」に対して支出した寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。この別枠の損金算入限度額は、その法人の資本金や所得の金額によって異なります。詳しくは税務署でご確認ください。